

令和8年4月1日から 自転車の交通反則通告制度が導入されます!!

交通反則通告制度(青切符)の導入後の流れ

令和8年4月1日から、16歳以上の自転車の運転者による一定の交通違反(反則行為)に対して、交通反則通告制度(いわゆる青切符)による違反処理(反則金が科せられる)が行われます。



- 令和8年4月1日から
 - 対象行為は113種類
 - 対象車両は自転車
 - 対象年齢は16歳以上
- 反則金額は**
原付バイクと同等
※最高額12,000円

交通反則通告制度(青切符)とは...

比較的小さい交通違反(反則行為)について、一定の期間内に反則金を納めれば、刑事手続(裁判など)に移行することなく、事件が終結される(「前科」がつかない)制度です。



自転車による違反行為 ※原則は指導警告

- 交通事故につながる危険な運転行為を行った場合
- 警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合

青切符により検挙される違反例 ※これらの違反は一例です。



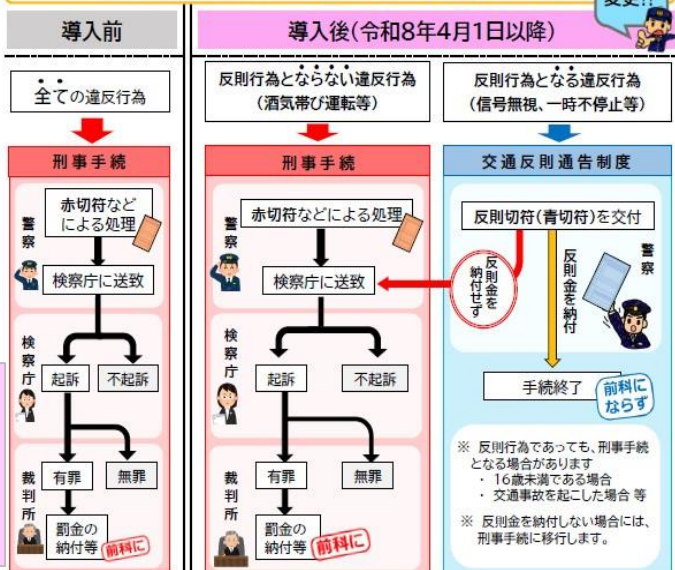
交通反則通告制度(青切符)や導入後の流れなどの詳細は、福岡県警察HPまたは右の二次元バーコードをチェック▼▼

酒気帯び運転等の悪質な違反については従来どおり、刑事処分の対象となります。

ルールブック 自転車の学校



～交通違反として検挙された後の流れ



行橋警察署管内交通事故発生状況(令和8年1月末まで)

交通事故全般

地区	人身事故件数(前年同期比)		重症者数(前年同期比)		死者数(前年同期比)	
行橋市	20	-13	1	±0	0	±0
苅田町	22	+8	1	+1	0	±0
みやこ町	5	-4	0	-1	0	±0
合計	47	-9	2	0	0	0

高齢者運転事故(65歳以上)

地区	発生件数(前年同期比)		重症者数(前年同期比)		死者数(前年同期比)	
行橋市	7	-3	0	-1	0	±0
苅田町	7	+3	0	±0	0	±0
みやこ町	1	-1	0	-1	0	±0
合計	15	-1	0	-2	0	0